[廃棄物焼却炉]　令和 7(2025)年度

秋田工場

1 施設名称:2号廃棄物焼却炉

(1)処分した廃棄物の各月ごとの種類および数量【規則第12条の7の2第1項イ】

	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
汚泥	t／月	1,001	1,431	1,648	1,605	1,584	1,511	1,071	445	821	1,564			12,681
木くず	t／月	141	166	514	947	1,204	781	580	176	189	384			5,082
紙くず	t／月	527	905	783	809	841	660	913	248	732	1,193			7,610
廃プラ	t／月					15	95	20						130
その他	t／月													0
合計	t／月	1,669	2,502	2,945	3,361	3,644	3,047	2,584	869	1,742	3,141			25,502

(2)燃焼ガス及び排ガス分析の実施状況【規則第12条の7の2第1項ロ】

	燃焼ガス温度	集塵器流入ガス温度	廃ガス中一酸化炭素濃度
測定位置	炉頂	バグフィルタ入口	スクラバ出口
測定日	連続測定	連続測定	連続測定
測定結果	連続測定	連続測定	連続測定

※ 焼却温度、集じん器入口温度、一酸化炭素濃度については連続測定をしておりますので、詳細情報をお知りになりたい方は事業所にてご覧いただく事が可能です。

(3)冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじん除去の実施状況【規則第12条の7の2第1項ハ】

設備(場所)	スクラバー	スクラバー	
除去した日	4月3日	11月20日	

(4)煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度(1回/年以上)、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物)(1回/6か月以上)【規則第12条の7の2第1項二】

ばい煙 (測定位置: 排気筒側面)	排ガス採取日		4月21日	5月22日	6月16日	7月14日	8月22日	9月17日	10月3日	11月6日	12月22日	1月19日		
	結果の得られた日		4月23日	5月26日	6月19日	7月17日	8月27日	9月20日	10月7日	11月13日	12月23日	1月22日		
	基準値	単位												
硫黄酸化物	57以下	ppm	0.8未満	0.8未満	0.98	0.9	0.9未満	0.9未満	1.1	0.8未満	0.8未満	1.6		
ばいじん	0.04以下	g/Nm3	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満		
窒素酸化物	106以下	ppm	62	54	51	56	63	60	53	56	64	51		
塩化水素	100以下	mg/Nm3	2.6未満	2.3未満	2.3未満	2.4未満	3.0未満	2.7未満	3.1	2.2未満	2.4未満	2.1未満		

ダイオキシン類 (測定位置: 排気筒側面)	排ガス採取日		9/17											
	結果の得られた日		10/30											
	基準値	単位	測定結果											
	0.1以下	ng-TEQ/Nm3	0											